

## 『生活保護手帳 別冊問答集 2018 年度版』

### － 追 補 －

- ◆ 2019 年 3 月 29 日に「生活保護法による保護の基準の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 145 号）が公布されるとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省発社援 0329 第 6 号）等の関係通知が発出されました。

また、あわせて下記の事務連絡が発出され、「生活保護問答集」の一部改正が行われました（2019 年 4 月 1 日から適用）。

- 「生活保護問答集について」の一部改正について（平成 31 年 3 月 29 日事務連絡）

- ◆ 上記の改正を踏まえ、別添のとおり本書の追補を作成しました。『生活保護手帳 別冊問答集 2019 年度版』刊行までの補訂資料として、ご活用ください。

なお、2019 年度版の刊行時期は、『生活保護手帳 2019 年度版』の発行と同様に、本年 10 月頃を予定しています。

【別添】 『生活保護手帳 別冊問答集 2018年度版』 追補

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
160～161 頁	問6－4の答	<p>(答) 健康保険法第3条第7項には、「被扶養者」について次のように規定されている。</p> <p>第3条</p> <p>7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属，配偶者（届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。），子，孫及び<b>弟妹</b>であつて，主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>二～四 （略）</p> <p>したがつて，直系尊属，配偶者，子，孫，<b>弟妹</b>及びその他の世帯員は一応被扶養者の範囲に入り得るが，「主としてその被保険者により生計を維持するもの」に該当するか否かの認定は，次の要領を参考として行われる。</p> <p>(略)</p>	<p>(答) 健康保険法第3条第7項には、「被扶養者」について次のように規定されている。</p> <p>第3条</p> <p>7 この法律において「被扶養者」とは，次に掲げる者をいう。<u>ただし，後期高齢者医療の被保険者等である者は，この限りではない。</u></p> <p>一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属，配偶者（届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。），子，孫及び<b>兄弟姉妹</b>であつて，主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>二～四 （略）</p> <p>したがつて，直系尊属，配偶者，子，孫，<b>兄弟姉妹</b>及びその他の世帯員は一応被扶養者の範囲に入り得るが，「主としてその被保険者により生計を維持するもの」に該当するか否かの認定は，次の要領を参考として行われる。</p> <p>(略)</p>	2019年4 月1日か ら適用
296～297 頁	問8－10の答	<p>(答) 当該収入と因果関係のない経費の控除は認められない。設問の場合は，通常，<b>農業災害補償法</b>による共済金が支給されるので，その場合の取扱いを適切に行うこととされたい。</p> <p>なお，保護受給中の場合に限り，前年分の必要経費については，その者の本年の農業収入から控除を認めて差し支えない。前々年分までは認められないものである。</p>	<p>(答) 当該収入と因果関係のない経費の控除は認められない。設問の場合は，通常，<b>農業保険法</b>による共済金が支給されるので，その場合の取扱いを適切に行うこととされたい。</p> <p>なお，保護受給中の場合に限り，前年分の必要経費については，その者の本年の農業収入から控除を認めて差し支えない。前々年分までは認められないものである。</p>	2019年4 月1日か ら適用

305～306 頁	問 8－24 の答	<p>(答) 恩給法第 11 条第 1 項によれば「恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス但シ株式会社日本政策金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ」と規定され、現在のところ恩給の受給権を担保として借金できるのは株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対してだけであり、それ以外の場合には恩給の受給権を担保とすることは許されていないものである。したがって、甲と乙との契約は違法なものであって、無効の契約ということになる。そこで収入の認定に際しては、</p> <p>まず、第 1 に、甲乙間の契約の内容が違法かつ無効であることを説明して乙が甲に恩給証書を返還するよう指導し、甲が従来どおり恩給を受領することができるようにしてこれを収入として認定すること。</p> <p>第 2 に、上の方法による解決が得られない場合には、恩給法第 11 条第 2 項に「前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定庁ハ支給庁ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムヘシ」と規定されているので、この規定を活用することによって乙が甲の恩給を受領することを阻止し、甲については、第 1 の場合と同じく恩給による収入を認定すること。上の規定による効果は恩給の支給の差止であって停止ではないから、正当な受給権者が後日所定の手続に基づいて請求すれば恩給は全額遡って支給されるものである。</p> <p>第 3 に、恩給法第 11 条第 2 項の規定による措置がなされたときは、乙は恩給証書を担保として所持していても無意味であるが、それでもなお乙がその証書を甲に返還しないため甲が生活に困窮する場合には、将来甲が恩給を受給することができたときに法第 63 条の規定によって費用を返還すべきことを予め説明して、とりあえず甲に対して保護を行い、将来法第 63 条適用の実行を期すること。</p> <p>なお、厚生年金保険法第 41 条、国家公務員共済組合法第 <b>49 条</b>等にも恩給法第 11 条と同趣旨の規定がある。</p>	<p>(答) 恩給法第 11 条第 1 項によれば「恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス但シ株式会社日本政策金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ」と規定され、現在のところ恩給の受給権を担保として借金できるのは株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対してだけであり、それ以外の場合には恩給の受給権を担保とすることは許されていないものである。したがって、甲と乙との契約は違法なものであって、無効の契約ということになる。そこで収入の認定に際しては、</p> <p>まず、第 1 に、甲乙間の契約の内容が違法かつ無効であることを説明して乙が甲に恩給証書を返還するよう指導し、甲が従来どおり恩給を受領することができるようにしてこれを収入として認定すること。</p> <p>第 2 に、上の方法による解決が得られない場合には、恩給法第 11 条第 2 項に「前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定庁ハ支給庁ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムヘシ」と規定されているので、この規定を活用することによって乙が甲の恩給を受領することを阻止し、甲については、第 1 の場合と同じく恩給による収入を認定すること。上の規定による効果は恩給の支給の差止であって停止ではないから、正当な受給権者が後日所定の手続に基づいて請求すれば恩給は全額遡って支給されるものである。</p> <p>第 3 に、恩給法第 11 条第 2 項の規定による措置がなされたときは、乙は恩給証書を担保として所持していても無意味であるが、それでもなお乙がその証書を甲に返還しないため甲が生活に困窮する場合には、将来甲が恩給を受給することができたときに法第 63 条の規定によって費用を返還すべきことを予め説明して、とりあえず甲に対して保護を行い、将来法第 63 条適用の実行を期すること。</p> <p>なお、厚生年金保険法第 41 条、国家公務員共済組合法第 <b>48 条</b>等にも恩給法第 11 条と同趣旨の規定がある。</p>	2019 年 4 月 1 日か ら適用
--------------	-----------	--	--	---------------------------

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
309 頁	問 8-29 の次に追加	(新規)	<p><u>問 8-29-2 商品券・電子マネー・ポイント等の取扱いについて</u></p> <p><u>(問) キャッシュレス化など商慣習が多様化する中で、現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント等を贈与等されたことを把握した場合は、どのように取り扱うのか。</u></p> <p><u>(答) 現金と同様に使用できるものは現金と同様に取り扱うものである。</u></p> <p><u>例えば、他からの仕送りや贈与等の性格を有するものであれば、次官通知第 8 の 3 の (2) のイにより社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかはすべて収入として認定することが適当である。</u></p> <p><u>なお、商品の購入の際に付与されるポイント等、店舗や企業の割引やサービスの一環としての性格を有するものについては、収入として認定しないこととして差し支えない。</u></p>	2019 年 4 月 1 日から適用
318 頁	問 8-38 の次に追加	(新規)	<p><u>問 8-38-2 子ども食堂やフードバンクを利用した場合の取扱い</u></p> <p><u>(問) 社会事業団体その他が運営する子ども食堂において食事の提供を受けた場合やフードバンクから食料の提供を受けた場合、収入認定はどのように取り扱ったらよいか。</u></p> <p><u>(答) 子ども食堂やフードバンクの取組の趣旨に鑑み、原則、収入として認定しないこととして差し支えない。なお、保護費を生活保護の趣旨目的に反する用途に使用することで、過度にフードバンクを利用するなど、家計管理が困難な世帯については、適切に家計の管理を行うよう助言指導されたい。</u></p>	2019 年 4 月 1 日から適用

329 頁	問 8-52 の問	<p>問 8-52 <u>農業災害補償法</u>による共済金</p> <p>(問) <u>農業災害補償法</u>による共済金は、災害等による補償金、保険金等に含まれると解してよいか。</p> <p>この場合、作物共済の共済金については一般の農業収入と同様に取扱い、災害等による補償金、保険金等として収入認定しない取扱いは家畜共済・建物共済についてのみに限定して解することはどうか。</p>	<p>問 8-52 <u>農業保険法</u>による共済金</p> <p>(問) <u>農業保険法</u>による共済金は、災害等による補償金、保険金等に含まれると解してよいか。</p> <p>この場合、作物共済の共済金については一般の農業収入と同様に取扱い、災害等による補償金、保険金等として収入認定しない取扱いは家畜共済・建物共済についてのみに限定して解することはどうか。</p>	2019 年 4 月 1 日から適用
385 頁	問 10-24 の次に追加	(新規)	<p><u>問 10-25 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が海外留学した場合の取扱い</u></p> <p><u>(問) 海外留学が世帯の自立助長に効果的であると認められるが、留学期間が長期にわたる場合、どのように取り扱うのか。</u></p> <p><u>(答) 海外留学を認める趣旨を踏まえると、留学期間が概ね 2 週間を超えることをもって課第 10 の 19 の取扱いがなされないことは適当ではないため、かかる場合、実施機関は、厚生労働大臣あてに情報提供の上判断していく必要がある。</u></p>	2019 年 4 月 1 日から適用